

(令和5年6月27日発表)

中部電力(株)株主総会における議案への対応について

◆ 株主総会 開催日時	令和5年6月28日(水) 午前10時
◆ 株主総会 会場	名古屋市東区東桜二丁目6番30号 東桜会館
◆ 議決権行使書 提出日	令和5年6月27日(火)
◆ 内容	別紙資料をご覧ください。

別紙資料 有

イベントカレンダーへの掲載 無

【問合せ】 管財課 財産管理係(静岡庁舎本館1階)
電話 054-221-1181

令和5年6月28日(水)開催の中部電力株主総会における議案への対応について

本市は、中部電力㈱の株式を4,544,174株(令和5年3月31日現在)保有しています。

令和5年6月28日(水)に開催される中部電力㈱の株主総会において、下記のとおり各議案への対応を行いますので報告します。

1 株式取得の経緯

明治44年 静岡電灯㈱の電灯事業を買収し、市営電気事業を開始。

昭和17年 国の配電統制令により、市営電気事業は中部配電㈱(現、中部電力㈱)に統合され、その際に株式を取得。

2 今回の議案への対応について

第1号から第4号は会社提案、第5号から第10号は株主提案です。

なお、「提案内容」については、要約ですので、詳細は中部電力株式会社ホームページ等で確認をお願いします。

(中部電力㈱ホームページURL: https://www.chuden.co.jp/ir/ir_kabunushi/ir_sokai/)

区分	議案	提案内容	賛否	理由
会社提案	第1号	剰余金の配当の件	賛成	経営判断の裁量内と考えるため賛成する。
	第2号	定款一部の変更の件 社長の選定にかかる関連条項の変更・新設		
	第3号	取締役9名選任の件		
	第4号	監査役2名選任の件		
株主提案	第5号	定款一部変更の件(1)(第1章に条を新設) 「役員報酬等の個別開示」に関する規定の新設	反対	現在の役員報酬等は適法に開示されており、更なる開示については、経営判断の裁量内と考えられ、あえて定款に定める必要性はないため反対する。
	第6号	定款一部変更の件(2)(章を新設) 「第三者委員会の設置」に関する規定の新設	白票	コンプライアンス推進会議などにて、社外役員や弁護士といった外部の視点を取り入れた対策が取られている。第三者委員会の設置について定款に定めるか否かについては経営判断に委ねるべき問題とし、あえて賛否の意思表示はしないこととし、白票とする。
	第7号	定款一部変更の件(3)(章を新設) 「電気事業の再構築」に関する規定の新設	反対	大手電力と送配電部門の資本関係を解消する「所有権分離」については、国において議論されており、現時点で決めるべき問題ではないため、本議案により、所有権分離の実施を決定する提案については反対する。
	第8号	定款一部変更の件(4)(章を新設) 「安全最優先」に関する規定の新設	反対	原子力発電については、国において議論されており、現時点で賛否を決めることができないと考えているため、本議案により、浜岡原発のすみやかな廃止を決定する提案については反対する。
	第9号	定款一部変更の件(5)(章を新設) 「核(原子)燃料サイクル計画」に関する規定の新設	反対	核燃料サイクルについては、国において議論されており、現時点で賛否を決めることができないと考えているため、本議案により、核燃料サイクル計画の中止を決定する提案については反対する。
	第10号	定款一部変更の件(章を新設) 「2050年炭素排出実質ゼロシナリオと資本配分との整合」に関する規定の新設	反対	脱炭素化に向けた取り組みや情報開示は重要であると考えているが、戦略的資本投資の根拠となる前提、費用、試算及び評価額に与える影響を評価し開示させることは、柔軟な経営を阻害する可能性があるため、あえて定款に定める必要性はないため、本提案については反対する。